

# 教育委員会定例会会議録

令和5年5月18日（木）

## 教育委員会定例会会議録

令和5年5月18日午後3時00分教育長竹内清が教育委員会定例会を茅ヶ崎市役所分庁舎5階特別会議室に招集した。

### 1 会議出席委員は、次のとおり。

教育長 竹内 清      委 員 赤坂雅裕      委 員 中馬智子  
委 員 伊藤甲之介      委 員 大森美保子

### 2 会議出席事務局職員は、次のとおり。

教育総務部長 白鳥慶記	教育推進部長 村上穰介
教育指導担当部長 木村千裕	教育総務課長 関 健次
教育施設課長 高橋 修	学務課長 中原健一郎
教職員担当課長 南雲 務	社会教育課長 伊勢田珠代
青少年課長 関山知子	学校教育指導課長 力石裕司
図書館長 松岡俊子	教育センター所長 松永昭治
小和田公民館担当課長兼館長 浅井志子	鶴嶺公民館担当課長兼館長 荒名穂子
松林公民館担当課長兼館長 西山昭一	南湖公民館担当課長兼館長 星谷尚央
体験学習センター担当課長兼所長 松下晃久	博物館担当課長兼館長 須藤 格

### 3 会議の大要は、次のとおり。

午後3時00分開会

○教育長 それでは、ただいまから5月定例会を開催いたします。

日程第1、教委議案第37号教育委員会の点検評価結果報告書令和4年度版自己評価の諮問についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教育総務課長 日程第1、教委議案第37号教育委員会の点検評価結果報告書令和4年度版自

己評価案の諮問につきまして、教育総務課長よりご説明申し上げます。

資料は、1 ページ及び2 ページと、別冊資料でございます。

本案は、別冊資料の教育委員会の点検評価結果報告書に関し、茅ヶ崎市教育基本計画審議会から意見をいただきたく、茅ヶ崎市教育基本計画審議会規則第2条の規定に基づき、諮問するため提案するものでございます。

別冊資料の1 ページをご覧ください。

本市教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検評価と、茅ヶ崎市教育基本計画の進行管理を一体的に実施しております。

続きまして資料別冊資料の2 ページをご覧ください。

点検評価につきましては、図の通り、教育委員会の自己評価、茅ヶ崎市教育基本計画審議会による詳細審議、知見の作成、教育委員会での審議、報告書の作成となっております。

資料の5 ページから93 ページまで、政策ごとの点検評価の自己評価を記載してございます。個別の詳細な評価等の記述につきましては、別冊資料に記載した通りでございますが、ここでは特筆すべき点をご説明させていただきます。

6 ページから21 ページまで記載しております、政策1の指標の推移、また、指標の一覧から感染症による影響は、指標を見る限り、児童生徒の意識に大きな変化が見られませんでした。93 ページの政策7の指標にある通り、部活動など、学校内における事故が増加いたしました。

今後、様々な活動において、行動制限等が緩和されることから、引き続き、児童生徒の意識や行動の変化を丁寧に見ていく必要があると考えております。

そのほか、政策1から政策2におきまして、統合型校務支援システムの導入に向けた準備や、教職員の働き方改革プランの策定に向けた準備に取りかかりました。

30 ページから65 ページまでの政策3、政策4につきましては、感染症の蔓延が落ち着きつつある中、公民館や体験学習センターなど、来館者数が増加し、対面式の講座等が再開するなど、感染症蔓延以前の状況に戻りつつあります。

また、59 ページ及び65 ページの指標の記載の通り、博物館が令和4年7月30日に開館し、

茅ヶ崎市文化資料館移転整備計画に定めた目標来館者数の2万7000人を超える、3万人以上の方が来館していただきました。

その他公民館等にWi-Fi環境を整備するとともに、デジタルアーカイブ「ちがだべ」、スマートフォン向けのアプリケーション「てくてく探偵茅ヶ崎」を開発、実装いたしました。

最後に、政策7において、中学校給食については、87ページの記載の通り、中学校給食の実現に向け、円蔵中学校、萩園中学校の2校でモデル給食を行い、配膳室の整備や、日課に関する課題の整理等を行いました。

以上特筆すべき点をご説明させていただきました。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○教育長 説明が終わりました。ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

○伊藤委員 質問が2つありますが、その前に、9ページのところで、学校運営協議会に関して、指導主事が学校評議会に参加して説明をされたということが書いてあり、この辺はとても丁寧な対応だなと思ったところがございます。

質問なんですけども、7ページのところを見ると、学校でいろいろなことがわかるようになることが楽しいと思う割合が、小学校で52%のお子さんがそうだとおっしゃってるんですね。

となると、やはり楽しいと思えるような事業を多分展開されてるんだと思うんです。この辺の素晴らしい展開について、例えば25ページの辺りの研修の中で、実際はこういう研修をしているというようなことが具体的にあれば、教えていただきたいということ。

それからもう一つは、特別な配慮を必要とする児童生徒の適切な就学環境整備ということで、ここもですね茅ヶ崎市はとても努力されてると思うんですね。

では、支援の方法についての研修について、具体的に、教えていただければと思います。

最後に、26ページで、トワイライトセミナーという名前がいいですね、と思ったところです。

以上です。

○教育センター所長 教育センター所長より、お答え申し上げます。

まず子供たちが楽しいということにつきましては、やはり、こちらの教育基本計画が平成 23 年度から立ち上がってきまして、子供たちの質の高い学びを実現するというこの目標を中軸に据えて事業研究がなされていたり授業改善がなされているということ、そして、その中でもやはり子供たちの実感を伴うかたちで、子供同士が協同的に授業の中で学び合うということが、授業の主眼に置かれてきてこの 10 年以上取り組みがなされてきました。

ですから、伊藤委員おっしゃられた研修ですね、こちらの研修につきましても、やはり子供の学びを中心に据えて、授業とはどうすれば子供たちがより楽しく、より協同的にできるかというようなことを、研修の中でも、振り返るように、丁寧に丁寧に、授業を中心にして、子供を中心として行っているところでございます。

そしてトワイライトセミナーにつきましては、教育指導員が、金曜日の 18 時から、青少年会館が閉まる 21 時ぐらいまで、教職員のニーズに合わせた悩みに答えたり、あるいは研修のような形で、特に、若手、あるいは臨時的任用職員の悩みに答えているような内容で実施しております。

以上でございます。

○伊藤委員 あと、この特別な配慮を必要とする児童生徒についての支援方法などについての研修等についてはいかがでしょうか。

○学校教育指導課長

現在すべての学校への特別支援学級の設置を目指している中、ある程度経験のある教員についても、特別支援学級、また特別支援教育に、あまり経験のない教員も増えている現状があります。

ベテランの教員でも初めて特別支援学級の担当とするケースも散見されます。そのような中、特別支援学級や支援教育については、本市としても教員の指導力の向上、これが課題であると考えてます。

昨年度は、特別支援学校での勤務経験もある校長先生を講師として、担当者会や教育センター主催のトワイライトセミナー等講演をしていただいたり、また、今後ですが、今年度から県

の事業により、茅ヶ崎支援学校の教員が、3年間の計画で1つの小学校に入り、実践をしながら、取り組みを進めていくという事業をはじめています。県内でも3件目の例となります。

このことについても当該の小学校だけでなく、すべての学校にその成果を発信できるよう工夫して参りたいと思います。以上でございます。

○教育長 他にいかがでしょうか。

○大森委員 今のご答弁を伺ってとてもうれしく思いました。

保護者の立場からすると、特別支援学級に行くようなお子さんだけではなく、支援が必要なお子さんは、学校に入られて初めていろんな課題が見つかると思うんですね。

それに対してどの学校の先生方も、このように一生懸命本当に丁寧に進めてくださっているということ、とても強く受け取ることができましたので、ぜひ市民の皆様にも、茅ヶ崎市の教育現場はこうなんだという発信をぜひぜひ、強めていただきたいと思います。

ありがとうございます。

○教育長 他にいかがですか。よろしいでしょうか。

他にご意見等がなければ、日程第1、教委議案第37号教育委員会の点検評価結果報告書令和4年度版自己評価の諮問については原案の通り諮問することでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、原案の通り決めます。

次に、日程第2、教委議案第38号令和6年度使用小学校教科用図書採択についての諮問についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学校教育指導課長 日程第2、教委議案第38号令和6年度使用小学校教科用図書採択についての諮問についてにつきまして、学校教育指導課長よりご説明申し上げます。

3ページをご覧ください。

本年度は、令和6年度使用小学校教科用図書の採択の年度に当たっております。

本案につきましては4ページでございますように、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第1項の規定に基づきまして、教科用図書の調査研究を行うため、茅ヶ崎市教科用図書採択検討委員会に諮問することにつきまして、ご審議いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○教育長 説明が終わりました。ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第2、教委議案第38号令和6年度使用小学校教科用図書採択についての諮問については、原案の通り諮問することでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、原案通り決めます。

次に、日程第3、教委議案第39号令和6年度使用小・中学校及び特別支援学級教科用図書採択基本方針についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学校教育指導課長 日程第3、教委議案第39号令和6年度使用小・中学校及び特別支援学級教科用図書採択基本方針についてにつきまして、学校教育指導課長よりご説明申し上げます。  
資料5ページをご覧ください。

本日は、令和6年度使用小・中学校及び特別支援学級教科用図書採択基本方針についてご審議いただき、今後の教育委員会におきまして、採択していただくこととなります。

本日はそのための採択基本方針についてご提案申し上げます。

6ページをお開きください。

令和6年度使用小・中学校及び特別支援学級教科用図書採択基本方針を読み上げまして提案にかえさせていただきます。

令和6年度使用小・中学校及び特別支援学級教科用図書採択基本方針、茅ヶ崎市教育委員会、教科用図書は、学校教育において主たる教材として使用されるものである。

従ってその採択にあたっては十分な調査研究を行い、児童生徒に最も適した教科用図書を採択すべきである。

また、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」及び神奈川県教育委員会の「令和6年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針」により採択しなければならない。

以上に基づき、次の方針により、茅ヶ崎市における令和6年度使用小・中学校及び特別支援学級教科用図書を採択するものとする。

- 1、茅ヶ崎市における小中学校教科用図書の採択は、茅ヶ崎市教科用図書採択検討委員会の示す資料等に基づいて協議を行い、種目ごとに一種に決定する。
- 2、特別支援学級教科用図書については、1により決定された小中学校教科用図書、もしくは文部科学省著作の特別支援学校教科書等から適切なものを採択する。
- 3、継続採択年度にあたっては、特別の理由のある場合を除いて、前年度採択されたものを採択する。

なお、資料といたしまして、7ページから16ページに、神奈川県教育委員会が定めました令和6年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針を添付しております。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第3、教委議案第39号令和6年度使用小・中学校及び特別支援学級教科用図書採択基本方針については、原案の通り決定することでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、原案の通り決めます。

次に、日程第4、教委議案第40号茅ヶ崎市立学校学校運営協議会設置についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学校教育指導課長 日程第4、教委議案第40号茅ヶ崎市立学校学校運営協議会設置について

につきまして、学校教育指導課長よりご説明申し上げます。

資料 17 ページをご覧ください。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 に規定する学校運営協議会について、22、23 ページの、茅ヶ崎市学校運営協議会規則第 2 条の規定に基づき、茅ヶ崎市立小出小学校、鶴が台小学校、浜須賀中学校、北陽中学校の 4 校への設置を願い出るものでございます。

なお、この設置は令和 5 年 6 月 1 日といたします。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

特にご意見等がなければ、日程第 4、教委議案第 40 号茅ヶ崎市立学校学校運営協議会設置については原案の通り設置することでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、原案の通り決めます。

次に、日程第 5 教委議案第 41 号障がいのある児童・生徒等の就学についての諮問についての議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学校教育指導課長 日程第 5 教委議案第 41 号障がいのある児童・生徒等の就学についての諮問についてにつきまして、学校教育指導課長よりご説明申し上げます。

議案書の 24 ページ及び 25 ページをご覧ください。

学校教育法施行令第 18 条の 2 の規定に基づきまして、障がいのある児童生徒等の就学について審議を行うため、茅ヶ崎市教育支援委員会に諮問することにつきまして、ご審議いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

特にご意見等がなければ、日程第 5 教委議案第 41 号障がいのある児童・生徒等の就学についての諮問については原案の通り諮問することでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、原案の通り決めます。

次に、日程第 6、教委議案第 42 号、令和 5 年度青少年関係団体への補助金交付についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○社会教育課長 日程第 6、教委議案第 42 号令和 5 年度青少年関係団体への補助金交付についてにつきまして、社会教育課長からご説明申し上げます。

資料は 26 ページになります。

本案につきましては、社会教育法第 13 条におきまして、市が社会教育関係団体、青少年関係団体に補助金を交付しようとする場合には、社会教育委員の会議に意見を聞いて行うとされており、令和 5 年 4 月 21 日に、社会教育委員の会議を開催しました。

資料 27 ページ 28 ページをご覧ください。

社会教育委員の会議より、各団体への補助金について、令和 5 年度補助金内訳の通り、適正な補助金交付であるとの答申をいただきました。

本答申に基づき、令和 5 年度補助金内訳を上限として、各団体に交付をするものです。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第 6 教委議案第 42 号令和 5 年度青少年関係団体への補助金交付については、原案の通り補助金を交付することでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、原案の通り決めます。

次に、日程第 7 教委議案第 47 号、茅ヶ崎公園体験学習センター条例施行規則等の一部を改正

する規則について及び日程第 8 教委議案第 48 号茅ヶ崎教育委員会事務決裁規程等の一部を改正する訓令については関連がありますので、一括して議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○体験学習センター所長

日程第 7 教委議案第 47 号、茅ヶ崎公園体験学習センター条例施行規則等の一部を改正する規則について及び日程第 8 教委議案第 48 号、茅ヶ崎市教育委員会事務決裁規程等の一部を改正する訓令についてにつきまして、体験学習センター担当課長より、一括してご説明いたします。

本件は、昨年度、本定例会でご審議いただきました令和 6 年 4 月からの、茅ヶ崎公園体験学習センターうみかぜテラスの指定管理者制度導入に関連して、今年度、指定管理者の選定手続きを進めていくことに伴い、関係例規の改正を行うものでございます。

初めに、規則及び規程についてご審議いただきます。

議案書はその 2 になります。議案書その 2、2 ページをご覧ください。

茅ヶ崎公園体験学習センター条例施行規則等の一部を改正する規則につきまして、提案理由及びその概要をご説明いたします。

本規則は、茅ヶ崎公園体験学習センターの管理を指定管理者に行わせることに伴い、指定管理者の指定に関し、必要な事項を定めるとともに、体験学習センターの管理に関する事務を教育推進部青少年課に分掌させる等のため提案するものでございます。

6 ページの新旧対照表をご覧ください。

茅ヶ崎公園体験学習センター条例施行規則の一部改正につきましては、第 2 条において、教育委員会は、茅ヶ崎公園体験学習センターの指定管理者を指定しようとするときは、公募するものとする等といたしました。

第 3 条において、指定管理者の指定の申請に必要な書類について規定いたしました。

第 4 条において、教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき、またはその指定を取り消したときは遅滞なくその旨を公告することといたしました。

第 9 条において、利用者は、指定管理者が指定する期日までに、利用料金を納付しなければ

ならないことといたしました。

第 10 条において、条例に定める利用料金の減免の内容を列記いたしました。

続きまして、10 ページから 11 ページ、茅ヶ崎市教育委員会事務局の組織等規則の一部改正につきましては、第 4 条において、体験学習センターの管理に関する事務を教育推進部青少年課の分掌する事務に加えることといたしました。

続きまして、11 ページから 12 ページ、茅ヶ崎市教育委員会職の設置等に関する規則の一部改正につきましては、第 4 条関係別表第 2 において、学校以外の教育機関における職及び職に充てる職員のうち、体験学習センターに係る部分を削除いたしました。

なお本規則は令和 6 年 4 月 1 日から施行することといたしました。

続きまして、15 ページをご覧ください。

茅ヶ崎市教育委員会事務決裁規程等の一部を改正する訓令につきましては、茅ヶ崎公園体験学習センターの管理を指定管理者に行わせることに伴い、組織上の体験学習センターがなくなることから、関連する教育委員会の規則 3 件について、体験学習センターの項を削る等、所要の規定を整備するものでございます。

本訓令も、施行日は令和 6 年 4 月 1 日といたしました。説明以上でございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第 7、教委議案第 47 号茅ヶ崎公園体験学習センター条例施行規則等の一部を改正する規則について、及び日程第 8 教委議案第 48 号茅ヶ崎市教育委員会事務決裁規程等の一部を改正する訓令については、原案の通り決定することでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、原案の通り決めます。

次に日程第 9 教委報告第 21 号令和 5 年度教育費の補正予算に関する専決処分についてを議題といたします。

担当事務局順次説明をお願いいたします。

○学務課長 日程第9 教委報告第21号、令和5年度教育費の補正予算に関する専決処分についてにつきまして、ご説明申し上げます。

議案書30ページ31ページでございます。

本案は、緊急を要するため、教育長による専決処分をさせていただきましたので、茅ヶ崎市教育委員会事務委任規則第5条第2項の規定によりご報告するものでございます。

それではまず、学務課所管分の学校給食管理費の補正等についてご説明申し上げます。

初めに30ページの歳入についてご説明いたします。

款15 国庫支出金、項2 国庫補助金、目6 教育費国庫補助金、節5 地方創生臨時交付金といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を5886万6000円増額するものでございます。

本交付金は、令和5年3月に国が予備費によって増額したもので、学務課及び青少年課所管の新型コロナウイルス感染症対策事業費の財源とするものでございます。

次に31ページの歳出についてご説明いたします。

款10 教育費、項4 学校給食費、目1 学校給食管理費、といたしまして、中学校給食施設整備事業費を297万8000円増額するものでございます。

これは中学校給食の実施に向けた配膳室整備設計業務委託について、労務単価の上昇に伴い、委託料を増額するものでございます。

あわせて補正額の財源内訳にあります通り、コロナ禍における物価高騰に鑑み、保護者の経済的負担を軽減するため実施するものです。

学校給食費支援事業補助金の財源に、歳入でご説明した交付金を充てるため、財源更正を行うものでございます。

学務課からは以上でございます。

○青少年課長 続きまして青少年課長よりご説明申し上げます。

議案書は31ページをご覧ください。

款 10 教育費、項 5 社会教育費、目 5 青少年対策費といたしまして、新型コロナウイルス感染症対策事業費を 36 万 8000 円増額するものでございます。

物価高騰の影響を受ける児童クラブの負担を軽減し、事業運営を支援することに伴い、負担金補助及び交付金を増額するものでございます。

歳入につきましては、学務課長よりご説明があった通りでございます。

以上です。

○教育長 説明が終わりました。ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第 9 教委報告第 21 号、令和 5 年度教育費の補正予算に関する専決処分についての報告を承認することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは承認することといたします。

次に、日程第 10 教委報告第 22 号、教育委員会職員人事に関する専決処分についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教育総務課長 日程第 10 教委報告第 22 号、教育委員会市職員人事に関する専決処分について、教育総務課長よりご説明申し上げます。

教育委員会の人事につきまして、専決処分のご報告をさせていただきます。議案書は 32 ページ及び 33 ページとなっております。

33 ページをご覧ください。5 月 10 日付配置替えに係る発令が 1 件となっております。説明は以上でございます。

よろしくご承認のほどお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第 10 教委報告第 22 号教育委員会市職員人事に関する専決処

分についての報告を承認することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは承認することといたします。

次に、日程第 11、教委報告第 23 号茅ヶ崎市立学校学校運営協議会委員の委嘱に関する専決処分についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学校教育指導課長 日程第 11、教委報告第 23 号茅ヶ崎市立学校学校運営協議会委員の委嘱に関する専決処分についてにつきまして、学校教育指導課長よりご説明申し上げます。

議案書 34 ページをご覧ください。

本案は、茅ヶ崎市学校運営協議会規則第 3 条第 2 項の規定に基づき、35 ページ及び 36 ページの名簿にあります通り、茅ヶ崎市立松浪小学校より推薦がありました 1 人、及び緑が浜小学校より推薦がありました 3 人の委員の委嘱について専決処分したものでございます。

なお、今期委員の委嘱期間は令和 5 年 5 月 1 日から令和 7 年 4 月 30 日までの 2 年任期といたします。

以上よろしくご承認のほどお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第 11、教委報告第 23 号茅ヶ崎市立学校学校運営協議会委員の委嘱に関する専決処分についての報告を承認することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、承認することといたします。

次に、日程第 12、教委報告第 24 号茅ヶ崎市教育支援委員会委員の委嘱に関する専決処分についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学校教育指導課長 日程第 12 教委報告第 24 号茅ヶ崎市教育支援委員会委員の委嘱に関する

専決処分についてにつきまして、学校教育指導課長よりご説明申し上げます。

議案書 37 ページをご覧ください。

茅ヶ崎市教育支援委員会規則第 3 条に基づき、関係機関等より推薦がありました 14 名の委員に、令和 4 年 5 月 24 日から令和 6 年 5 月 23 日までを任期として委嘱しているものでございますが、39 ページにお示ししたように、人事異動等により一部委員の変更を行い、新たに 2 名の委員の委嘱について専決処分したものでございます。

なお、令和 6 年 5 月 23 日までの茅ヶ崎市教育支援委員会の委員につきましては、38 ページの 14 名が委員となり、変更のあった 2 名の委員任期につきましては、同委員会規則第 3 条第 2 項に基づき、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 5 月 23 日までとなります。

以上、よろしくご承認のほどお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第 12 教委報告第 24 号茅ヶ崎市教育支援委員会委員の委嘱に関する専決処分についての報告を承認することでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、承認することといたします。

次に、日程第 13、教委報告第 27 号茅ヶ崎市社会教育委員の委嘱に関する専決処分についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○社会教育課長 日程第 13、教委報告第 27 号茅ヶ崎市社会教育委員の委嘱に関する専決処分についてにつきまして、社会教育課長からご説明申し上げます。

資料は議案書その 2、22 ページから 24 ページになります。

本案につきましては、本年 4 月 1 日付けで人事異動により退任した 1 名の茅ヶ崎市社会教育委員につきまして、茅ヶ崎市社会教育委員条例第 1 条及び第 2 条に基づき、24 ページの名簿の通り、学校教育の関係者への委嘱について専決処分をしたものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご承認のほどお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第 13、教委報告第 27 号茅ヶ崎市社会教育委員の委嘱に関する専決処分についての報告を承認することでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは承認することといたします。

次に、日程第 14、教委報告第 25 号茅ヶ崎市博物館協議会委員の委嘱に関する専決処分についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○博物館長 日程第 14、教委議案第 25 号茅ヶ崎市博物館協議会委員の委嘱に関する専決処分についてにつきまして博物館担当課長よりご説明いたします。

資料は 40 ページから 42 ページになります。

本案につきましては、茅ヶ崎市博物館条例第 16 条に基づく、茅ヶ崎市博物館協議会委員のうち、42 ページの通り、学識経験を有するもの、学校教育、家庭教育の関係者への委嘱について専決処分いたしましたのでご報告するとともに、承認を求めるものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第 14、教委報告第 25 号茅ヶ崎市博物館協議会委員の委嘱に関する専決処分についての報告を承認することでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、承認することといたします。

ここで皆様にお諮りいたします。これ以降の議題は、予算に関する案件等でございますので、その性質上非公開といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、非公開といたします。

それでは、日程第 15 に入る前に事務連絡をお願いいたします。

[事 務 連 絡]

午後 3 時 36 分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、次により署名します。

令和 5 年 5 月 18 日

教育長

委 員

委 員

委 員

委 員